

平成29年（2017年）2月

沖縄県後期高齢者医療広域連合議会

第1回定例会会議録

2月10日（金）

午前10時00分 開会

午後2時17分 閉会

(午前10時00分 開会)

○議長(宮城弘子)

皆さん、おはようございます。

これより平成29年第1回沖縄県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

○議長(宮城弘子)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しているとおります。

○議長(宮城弘子)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において14番、松田久男議員、16番、赤嶺秀徳議員を指名いたします。

○議長(宮城弘子)

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日2月10日の1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は2月10日の1日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定については、配付しました議事日程表のとおりであります。

○議長(宮城弘子)

続きまして、日程第3、議長諸般の報告を行います。

6番、大城敬理議員、9番、崎元俊男議員、13番、仲宗根誠議員から、本日は欠席する旨の届出がありました。

次に、平成28年10月6日付で、沖縄市選挙区選出の高橋真議員から辞職願が提出されましたので、同日付で許可し、同選挙区から仲宗根誠議員が当選されました。

次に、平成28年10月12日付で、那覇市選挙区選出の瀬長清議員から辞職願が提出されましたので、同日付で許可し、同選挙区から屋良栄作議員が当選されました。

次に、平成29年1月25日をもって、読谷村、嘉手納町、北谷町選挙区選出の石嶺邦雄議員が任期満了となり、同選挙区から玉那覇淑子議員が当選されました。

今回、新たに当選されました仲宗根誠議員、屋良栄作議員、玉那覇淑子議員の議席に関連し、会議規則第4条第2項の規定により議席を指定します。

玉那覇淑子議員を11番に、仲宗根誠議員を13番に、屋良栄作議員を15番に指定します。

指定した議席は、お手元に配付しました議席表のとおりです。

次に、1月17日付で沖縄県後期高齢者医療広域連合長から議案書の送付がありました。

その中には、平成28年7月から11月までの例月現金出納検査結果報告がお手元に配付されておりますので、後ほどご確認ください。

○議長(宮城弘子)

続きまして、日程第4、沖縄県後期高齢者医療広域連合長より行政報告の申し入れがありますので、発言を許します。

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

それでは、平成29年第1回沖縄県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会に当たりまして、行政報告を申し上げます。

前回の議会が、昨年8月19日に開催されておりますので、その日以降、今日までの高齢者医療行政につきまして、概要をご報告申し上げます。

まず、10月13日に、九州連合長会議が福岡県大牟田市に開催をされました。

その中で、昨年4月の地震に被災されました熊本県・大分県の方々への引き続き支援を行うことを確認をいたしました。

また、保険料特例軽減措置の現行制度の維持について、及び後期高齢者医療制度広報に関する新たな助成制度の創設についてを、全国後期高齢者医療広域連合協議会への要望事項として挙げることを決議をいたしました。

それを受けまして、昨年11月17日には、東京都において全国後期高齢者医療広域連合協議会によ

り国に対しての要望事項として、(1)保険料改定に伴う激変緩和措置に関すること。

(2) 社会保障・税番号制度に関する事務費の助成。

(3) 療養費不正請求の是正に関すること。

の3項目について、古屋厚生労働副大臣へ要望書が手交されました。

今後、九州各県及び全国の広域連合と連携を密にして、より良い後期高齢者医療制度となるよう、努力をしていきたいと考えております。

さて、全ての高齢者が安心して医療が受けられる制度として、平成20年4月にスタートいたしました後期高齢者医療制度は、平成29年度には制度開始から10年目の節目を迎えることとなります。

これまでのさまざまな改善策の実施や広報活動の結果、制度に対する理解も深まり高齢者を支える医療制度として安定し、定着してきたと考えております。

広域連合では、後期高齢者の適切な医療の確保を図りつつ、健康寿命の延伸に向けた取り組みとして、健康診査や各種疾病予防事業等の保健事業を市町村、関係機関と連携をして推進をしております。

今後とも、沖縄県内の全ての市町村との連携強化を図り、高齢者の皆様が安心して必要な医療を受けられますよう、制度の円滑な運営に努力してまいります。

議員の皆様にもおかれましても、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

本日の定例会には、承認案件2件、条例案件2件、訴えの提起1件、補正予算1件、当初予算2件など、合計8件の議案を提出をしております。

ご審議のほどよろしくお願いを申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長(宮城弘子)

ただいま連合長より行政報告が終わりました。

続きまして、日程第5、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

副議長に、比嘉盛一議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名した比嘉盛一議員を副議長の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました比嘉盛一議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました比嘉盛一議員が議場におりますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

ここで、副議長に当選されました比嘉盛一議員から、当選のご挨拶をいただきます。

比嘉盛一議員、登壇願います。

○比嘉盛一議員

皆さん、おはようございます。北中城村議会からやってきました比嘉盛一と申します。どうぞよろしくお願いをいたします。

このたびは、皆様方のご推挙により副議長を務めさせていただくことになりました。宮城議長のもと頑張りますので、これからも皆様方のご指導、ご鞭撻をよろしくお願いをいたします。

ありがとうございました。

○議長(宮城弘子)

続きまして、日程第6、沖縄県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

当広域連合議会運営委員会の委員の定数は、委員会条例第1条第2項の規定により7名となっていますが、議員辞職に伴い2名が欠員となっていますので、委員会条例第3条第1項の規定に基づき、後任の委員として仲宗根誠議員、屋良栄作議員を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました仲宗根誠議員、屋良栄作議員を、議会運営委員会の委員に選任することに決定いたしました。

続きまして、日程第7、承認第1号、専決処分の報告及び承認を求めることについて(沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

承認第1号、専決処分の報告及び承認を求めることについて(沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)。

地方自治法第179条第1項の規定により、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

平成29年2月10日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 島袋俊夫。

なお、詳細につきましては、担当より説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長(宮城弘子)

嘉陽宗幸総務課長。

○総務課長(嘉陽宗幸)

おはようございます。総務課長の嘉陽と申します。よろしくお願いたします。

承認第1号、専決処分の報告及び承認を求めることについて(沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)についてご説明申し上げます。

議案書の2ページが専決処分書、3ページがその改正内容、9ページからは新旧対照表となっております。

3ページをお開きください。

今回の条例改正は、平成28年10月11日付、沖縄県人事委員会の「給与等に関する勧告」及び県内市町村の給与改定状況を受けて改正するものです。

期末・勤勉手当の支給が12月であり、11月中に改正を行う必要があり、専決により条例の改正を行いました。

改正の内容といたしましては、月例給については、民間との格差を解消するために0.27%引き上げ、また、期末・勤勉手当につきましては、民間の支給割合を踏まえて0.1月分引き上げを行いました。

これらは、沖縄県人事委員会の「給与等に関する勧告」に準じた内容となっております。

3ページ以降は、0.27%の給料引き上げ、0.1月分の期末・勤勉手当の引き上げによる改正後の内容となっております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長(宮城弘子)

ただいま連合長と総務課長より説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

○議長(宮城弘子)

続きまして、日程第8、承認第2号、専決処分の報告及び承認を求めることについて(沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

承認第2号、専決処分の報告及び承認を求めることについて(沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条

例)。

地方自治法第179条第1項の規定により、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。

平成29年2月10日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 島袋俊夫。

なお、詳細につきましては、担当より説明をさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長(宮城弘子)

嘉陽宗幸総務課長。

○総務課長(嘉陽宗幸)

承認第2号、専決処分の報告及び承認を求めることについて(沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例)についてご説明いたします。

18ページが専決処分書、19ページからがその改正内容、22ページからは新旧対照表となっております。

19ページをお開きください。

今回の条例改正は、平成28年3月31日付、雇用保険法の一部が改正されたことを受けて改正するものです。

平成29年1月1日に施行する必要があるため、専決により条例の改正を行いました。

改正の内容といたしましては、これまで65歳以降に雇用された者については、これまでは雇用保険の適用から除外されておりましたが、改正後は65歳以降に雇用された者についても、雇用保険の適用を受けることとなります。

こちらは雇用保険の適用を拡大するものでございます。

19ページ以降が改正後の内容となっております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長(宮城弘子)

ただいま連合長と総務課長より説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

○議長(宮城弘子)

続きまして、日程第9、議案第1号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

議案第1号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成29年2月10日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 島袋俊夫。

提案理由。

平成28年人事院勧告及び沖縄県人事委員会の給与勧告並びに構成市町村の職員の給与改定を考慮し、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与を改定したいため、同条例の一部を改正する必要があるためであります。

なお、詳細につきましては、担当より説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長(宮城弘子)

嘉陽宗幸総務課長。

○総務課長(嘉陽宗幸)

議案第1号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

27ページをお開きください。

主な改正の内容といたしましては、これまで配偶者の扶養手当を月1万3,000円から6,500円に引き下げるとともに、子どもの扶養手当を月6,500円から1万円に引き上げるものです。

今回の条例改正も先ほどの承認第1号と同じく、平成28年10月11日付、沖縄県人事委員会の「給与等に関する勧告」及び県内市町村の給与改定状況を受けて改正するものです。

こちらにつきましては、施行期日が平成29年4

月1日となっておりますことから、専決処分せず、議案として今回2月議会に提案しております。

27ページが改正の内容、28ページが新旧対照表となっております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(宮城弘子)

ただいま連合長と総務課長より説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

○議長(宮城弘子)

続きまして、日程第10、議案第2号、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

日程第10、議案第2号、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成29年2月10日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 島袋俊夫。

提案理由。

後期高齢者医療制度における保険料軽減特例の見直しのため、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する必要があるためであります。

なお、詳細につきましては、担当よりご説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお祈りを申し上げます。

○議長(宮城弘子)

外間孝明管理課長。

○管理課長(外間孝明)

おはようございます。管理課長の外間でございます。

それでは、議案第2号、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。議案書は29ページから32ページでございます。

30ページをお開きください。

今回の主な条例改正は、現在の所得割5割軽減を、平成29年度は2割軽減、平成30年度から軽減なし、段階的に本則に戻すものでございます。

また、元被扶養者に対する軽減特例でも、段階的な実施とし、現在の9割軽減から平成29年度に7割軽減、平成30年度に5割軽減、平成31年度からは資格取得後の2年間のみ5割軽減する。本則に戻すものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお祈りを申し上げます。

○議長(宮城弘子)

ただいま連合長と管理課長より説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

○議長(宮城弘子)

続きまして、日程第11、議案第3号、訴えの提起についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

日程第11、議案第3号、訴えの提起について。

後期高齢者医療診療報酬返還等請求の訴えを次のとおり提起するので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めます。

平成29年2月10日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 島袋俊夫。

なお、事件の詳細及び提案理由につきましては、担当よりご説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお祈りを申し上げます。

○議長(宮城弘子)

玉城悟事業課長。

○事業課長(玉城悟)

皆さん、おはようございます。事業課長の玉城

と申します。よろしくお願ひします。

議案書の44ページをお開きください。

議案第3号、訴えの提起について、提案理由をご説明申し上げます。

那覇市所在の元保険医療機関が、実際には行っていない保険診療を行ったものとして、本広域連合に対し、診療報酬合計489万1,032円を不正に請求していたことが、九州厚生局沖縄事務所及び沖縄県の監査により判明いたしました。

このことを受けまして、当該元保険医療機関の元開設者及び元施設長に対し、高齢者の医療の確保に関する法律第59条に基づき、不正に請求した金額489万1,032円、及び加算金195万6,225円の支払を求め、督促、催告等を再三にわたり行ってまいりましたが、これまで支払いがなく、誠意ある対応が見られない状況でございます。

よって、後期高齢者医療保険における診療報酬の不正請求を行った、元保険医療機関の開設者及び元施設長に対し、当該診療報酬の返還請求の訴えを提起する予定でございます。

訴えの提起をするためには、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を必要とするため本議案を提出いたします。

なお、市町村国民健康保険においても、当医療機関による不正請求が判明しており、那覇市、八重瀬町などの6市町が、それぞれの定例会において本議案と同様の議案が提出され、既に議決されているところでございます。

本広域連合においても、公正性・公平性の確保の点から、訴えの提起を皆様のご審議くださるようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長(宮城弘子)

ただいま連合長と事業課長より説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

前田議員。

○前田千尋議員

おはようございます。1つ質問いたします。

今回このような不正があったということで、大変残念な結果だったと思うんですけれども、今

後このような不正が起こらない取り組みというのはどのようにされていくのか。その辺をお答えください。

○議長(宮城弘子)

森東清正事務局長。

○事務局長(森東清正)

事務局長の森東でございます。よろしくお願ひいたします。

確かにこの事例は、かなり悪質な事例でして、被保険者の保険料を預かっている我々としては見過ごすことができない状況でありますので、これは訴えをさせていただきたい。よろしくお願ひいたします。

日ごろからレセプトの点検、チェックをやってはいるんですけれども、今後はさらに点検を強化したい。今回訴えたことも、今後不正請求をすることで訴えることもありますよというふうな未然防止というんですか、そういうことも兼ねてまいります。それとまたほかの医療機関についても周知徹底して、不正請求を行わないように周知を強化していきたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

(「以上です」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

○議長(宮城弘子)

続きまして、日程第12、議案第4号、平成28年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

議案第4号、平成28年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第2号)。

平成28年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ180万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,436億3,823万3,000円とする。

2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年2月10日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 島袋俊夫。

なお、詳細につきましては、担当よりご説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長(宮城弘子)

嘉陽宗幸総務課長。

○総務課長(嘉陽宗幸)

それでは、議案第4号、平成28年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出ともに補正前の額1,436億3,642万8,000円から180万5,000円を増額し、1,436億3,823万3,000円とするものでございます。

主な内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたしますので、議案書の55ページ、56ページをお開きください。

歳入についてご説明いたします。

2款2項1目調整交付金。496万5,000円を減額し、補正後の額を114億3,507万1,000円といたします。

こちらにつきましては、歳出の5款1項2目その他健康保持増進費の補正減に伴う歳入の減でございます。

続きまして、5款1項1目特別高額医療費共同事業交付金。1,071万2,000円を増額し、補正後の額が6,299万9,000円となります。

こちらにつきましては、歳出の4款1項1目特別高額医療費共同事業拠出金の補正増に伴う歳入の増でございます。400万円以上の高額医療に対して国保中央会を通して交付されるものでございます。

続きまして、8款1項1目後期高齢者医療基金繰入金。271万6,000円を減額し、補正後の額を10億7,805万6,000円といたします。

こちらにつきましては、歳出の5款1項2目そ

の他健康保持増進費の補正減に伴う基金繰入金の減でございます。

以上が、歳入の主な内容であります。

続きまして、歳出でございますが、57ページ、58ページをお開きください。

歳出の主な内容をご説明いたします。

1款1項1目一般管理費。684万円を増額し、補正後の額を4億8,899万円といたします。

こちら国保連合会に支出するレセプト点検委託料と第三者行為求償事務委託料が、当初の見込を上回り、予算に不足が生じるために増額いたします。

また、診療報酬等返還請求及び損害賠償請求の訴えの提起と関連いたしまして、弁護士委託料を新たに計上しております。

59ページ、60ページをお開きください。

2款1項5目審査支払手数料。606万7,000円を増額し、補正後の額を2億8,127万9,000円といたします。

診療報酬の審査及び支払い事務を行う国保連合会に支払う手数料でございます。

61ページ、62ページをお開きください。

4款1項1目特別高額医療費共同事業拠出金。1,071万2,000円を増額し、補正後の額を6,300万円といたします。

国保中央会へ拠出する額に変更が生じる見込みのため、増額しております。

63ページ、64ページをお開きください。

5款1項2目その他健康保持増進費。1,498万9,000円を減額し、補正後の額を4,474万1,000円といたします。

主な理由といたしましては、訪問指導事業について民間委託を直営事業に変更したことによる減額と、健康長寿教室を3回から2回へ変更したことによる減額でございます。

67ページ、78ページをお開きください。

9款1項1目予備費。685万9,000円を減額し、補正後の額を12億3,580万2,000円といたします。

こちらにつきましては、歳出1款1項1目総務管理費等の補正増へ充当したことによる減額でございます。

以上が歳出の主な内容であります。ご審議のほ

どよろしく願いいたします。

○議長(宮城弘子)

ただいま連合長と総務課長より説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

松長康二議員。

○松長康二議員

議案第4号、平成28年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第2号)の中で、議案書63ページ、5款1項1目の先ほど説明のあった高齢者訪問事業の件ですね。1,200万円減額という形で補正が入っていますが、説明会の中でもその事業の説明、あと民間から直営になった経緯を聞きました。

市町村が実施しているところもありますけれども、実施していないところもあります。保健師関係の部分で各市町村いろいろあるとは思いますが、実施できてない市町村はどういった理由で、ただ保健師が足りなかったのか、それともただ実施できなかったのか。そのあたりちゃんと分析して、各市町村から細かい返答をいただいているのか、そのあたりどういう感じで取り組んでいるのか、答弁いただきたいと思えます。

○議長(宮城弘子)

玉城悟事業課長。

○事業課長(玉城悟)

ただいまの質問に対してお答えします。

市町村に協力をしていただけたところは、訪問指導事業においても、今年度においては7町村協力をいただいているところなんです。やはり市町村のほうにそういった地域の実情を把握しているところが多いものですから、広域連合の方針としましても、まず市町村の担当者のほうに回っていただきたいということで、今年度の事業を行う際に、市町村のほうに委託で実施できるかどうかのアンケートをいただきましたが、実施できない市町村の理由としましては、やはり保健師の確保が厳しいという状況と、市町村の業務が、事業のほうにかなり多忙であるということで、後期高齢者の方々の訪問まではなかなか手が回らないというような状況の回答をいただいております。

もう1つ、後期高齢者医療制度が始まって、やっと健康指導に関する訪問事業についても28年度から実施できているんですが、やはりまだまだ市町村への呼びかけというものも実施していきながら、市町村への理解というものも、広域連合がこれから発信していかなければならないというふうに考えておりますので、今後の課題としまして、市町村への呼びかけ、そして訪問指導できない部分については、広域連合のほうでも、そういったところを補っていくような形で実施していきたいと考えております。

○議長(宮城弘子)

松長康二議員。

○松長康二議員

各市町村保健師確保の現状、把握はしております。保健師の業務もかなりいろいろな業務があって、本当に訪問指導でも厳しい現状は聞いておりますけれども、ただ、この予算1,200万円。直営の中で後期高齢者が保健師募集して実施していますが、多分予定していた保健師より人数のほうは確保できていない現状だと思います。

その説明会の中でも、1件当たり6,500円ですか。報酬を払って実施しているとは聞いておりますが、その6,500円の報酬、安いか高いかは正直わかりませんが、この6,500円の報酬を逆にもう少し増額したら保健師のほうも集まったのではないかという、予測ではありますけれども、それが考えられます。

そのあたり6,500円、その報酬、説明会の中でも確かにその規定の中でやっているという部分がありましたけど、この6,500円は委託料のほうから出て、逆に後期高齢者から持ち出しという形で追加して報酬を上げることもできなかったのか。

そのあたり検討された部分もあるのか、答弁をいただきたいと思えます。

○議長(宮城弘子)

玉城悟事業課長。

○事業課長(玉城悟)

お答えいたします。

まず、広域連合における訪問指導員の確保についてですが、対象を保健師及び看護師ということで募集をしてみました。

そして、今回の予定では、20名の個別契約を予

定していたところ、現在この20名については契約を達成しております。

確かに、保健師のほうは不足はしていますが、保健指導としまして看護師のほうにも協力をしていただきまして、医療の専門職でもありますので、そういったところで呼びかけをしていたところ、何とか20名の確保はできているところでございます。

そして、委託の料金の単価についてでございますが、こちらのほうとしましても民間委託のときには、かなり高い金額で1件当たりの単価を設定して委託していたところですが、今回直営にすることによりまして、訪問指導に関する1件当たりの単価についても、広域連合内でも協議していたところでございます。

そして、国の補助を受けてその事業を行っているところでありますが、国が1件当たりの単価として基準にしているのが6,500円でございますので、その単価に決定しております。

次に、その単価の6,500円が適当なのかどうかということではありますが、松長議員のそういった訪問指導員の確保について、いろいろお考えになっている意見に対して大変参考にさせていただきたいと思いますが、私どもの調査のほうで、民間事業者の委託料について含まれているものを少し確認してまいりました。

まず、広域連合の訪問指導員に対する委託料につきましても、純粋にこの訪問に対する労力というか、そういった経費になっており、それが6,500円ということでございます。

そして、民間業者の委託料に含まれるものにつきましても、その純粋な訪問指導の費用以外に、実は本土から訪問指導員のほうを呼んで、県内の市町村を回っているという状況もございまして、その訪問指導員の航空運賃や、あるいは滞在している期間の宿泊費用、そして委託されている事業者がそういった訪問データの分析費用、そして委託業者と訪問指導の研修会や打ち合わせ等の費用なども含まれていることがわかりましたので、そういった分を考慮しまして検討した結果、6,500円という広域連合の現在の委託料につきましても、今のところ適切な単価ではないかというふうにご

ちらとしては考えておりますが、また、事業を行う中で、今後この単価についてもどうしていくかは、今後の事業を実施していく中で考えていきたいと思っております。

今のところは、6,500円のほうで次年度も予算を組んでいますので、その旨実施して、拡大していきたいと思っております。

○議長(宮城弘子)

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結します。

○議長(宮城弘子)

続きまして、日程第13、議案第5号、平成29年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計予算を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

議案第5号、平成29年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計予算。

平成29年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)。

第1条、歳入歳出予算の総額はそれぞれ2億5,401万円とする。

2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成29年2月10日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 島袋俊夫。

なお、詳細につきましては、担当より説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長(宮城弘子)

嘉陽宗幸総務課長。

○総務課長(嘉陽宗幸)

議案第5号、平成29年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計予算についてご説明いたします。

平成29年度の一般会計予算は、歳入歳出それぞれ2億5,401万円を計上しております。前年度と比べて1,099万7,000円の増となっております。

主な歳入の内容について、事項別明細書によりご説明いたします。議案書の79ページ、80ページをお開きください。

1款分担金及び負担金。2億5,400万円となっております。前年度と比べ1,100万円の増額となっております。

一般会計の歳入のほとんどは、市町村からの負担金となっております。広域連合規約に基づき市町村からの共通経費として、均等割10%、高齢者人口割50%、人口割40%の割合で按分し算定しております。

続きまして、主な歳出についてご説明いたします。84ページ、85ページをお開きください。

1款1項1目議会費。342万7,000円となっております。前年度と比べ30万2,000円の増となっております。

内容につきましては、議員報酬93万6,000円、旅費176万4,000円が主な内容でございます。

86ページ、87ページをお開きください。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費でございます。2億4,749万2,000円となっております。前年度と比べ1,141万8,000円の増額となっております。

主な内容といたしましては、職員の人件費として給料1億1,052万3,000円、職員手当6,795万円、共済費3,836万8,000円、賃金157万6,000円を計上しております。

県外旅費及び職員が派遣元に戻る際の帰任旅費等を旅費といたしまして、590万5,000円を計上しております。

また、財務諸表作成・職員健康診断等の委託料として270万7,000円、事務所賃借料・財務会計システム等の使用料及び賃借料1,403万3,000円を計上しております。

90ページ、91ページをお開きください。

2款2項1目選挙管理委員会費。14万2,000円を計上しております。前年度と比べ9万8,000円の増額となっております。平成29年度は連合長選挙が行われますので、選挙管理委員の報酬・費用弁償を例年より増額して計上しております。

92ページ、93ページをお開きください。

2款3項監査委員費。76万3,000円。前年度と

比べまして1万9,000円の減でございます。毎月の例月現金出納検査、年1回の定例監査・年1回の決算審査のための経費でございます。

主な内容は、監査委員報酬と費用弁償等旅費となっております。

96ページ、97ページをお開きください。

4款予備費。218万5,000円となっております。前年度と比べ80万2,000円の減となっております。こちら不測の事態に備えて計上しております。

98ページをお開きください。

給与明細書となっております。

1、特別職、2、一般職の内容となっておりますので、ご一読いただきたいと思います。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(宮城弘子)

ただいま連合長と総務課長より説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

○議長(宮城弘子)

続きまして、日程第14、議案第6号、平成29年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計予算を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

議案第6号、平成29年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計予算。

平成29年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)。

第1条、歳入歳出予算の総額はそれぞれ1,417億7,995万5,000円とする。

2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定

による一時借入金の借り入れの最高額は、100 億円と定める。

(歳出予算の流用)。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成29年2月10日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 島袋俊夫。

なお、詳細につきましては、担当より説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長(宮城弘子)

嘉陽宗幸総務課長。

○総務課長(嘉陽宗幸)

それでは、議案第6号、平成29年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計予算についてご説明いたします。

平成29年度の特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,417億7,995万5,000円を計上しておりまして、前年度と比べ41億3,699万7,000円、約3%の増となっております。

歳出予算の流用につきましては、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用をできるものと定めております。

主な歳入についてご説明いたします。

事項別明細書の109ページ、110ページをお開きください。

1款市町村支出金は234億6,155万3,000円で、前年度と比べ10億1,630万4,000円の増となっております。

1項1目事務費負担金は5億700万円で、こちらも前年度と比べ4,900万円の増となっております。市町村からの事務負担金で、広域連合規約に基づき、均等割10%、高齢者人口割50%、人口割40%の割合で按分しております。

2目保険料等負担金は119億8,419万1,000円で、前年度と比べ5億9,746万6,000円の増となっております。こちらは所得の伸び、被保険者の

伸び等により計上しております。

3目療養給付費負担金は109億7,036万2,000円で、前年度と比べ3億6,983万8,000円の増となっております。療養給付費の12分の1を計上しております。

2款国庫支出金1項国庫負担金1目療養給付費負担金は329億1,108万5,000円。こちらは前年度と比べまして11億951万4,000円の増となっております。療養給付費の12分の1を計上しております。

2目高額医療費負担金は7億6,128万8,000円。前年度と比べまして1,285万8,000円の増となっております。こちらは1件当たり80万円以上の高額医療費の4分の1を国が負担するものでございます。

2項国庫補助金1目調整交付金は120億8,926万5,000円。前年度と比べまして6億4,922万9,000円の増となっております。こちらは広域連合間の財政の不均衡の是正や事業の内容など特別な事情により交付されるものでございます。

3目医療費適正化等推進事業費補助金は304万2,000円。前年度と比べ129万7,000円の減となっております。こちらは重複頻回受診者等への訪問指導やジェネリック医薬品普及の啓発活動等への補助でございます。

111ページ、112ページをお開きください。

4目特別高額医療費共同事業費補助金は1,247万9,000円。こちらは前年度と比べまして519万1,000円の減となっております。

6目高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金は9億2,400万4,000円。こちらは保険料の9割軽減、8.5割軽減などの軽減措置に対して国より交付されるものでございます。

3款県支出金1項1目療養給付費負担金は109億7,036万2,000円。前年度と比べまして3億6,983万8,000円の増額となっております。療養給付費に対して12分の1を県が定率負担するものでございます。

2目高額医療費負担金は7億6,128万8,000円。前年度と比べまして1,285万8,000円の増となっております。高額療養費の4分の1を県が負担するものでございます。

4 款支払基金交付金は 590 億 1,123 万 4,000 円。前年度と比べ 14 億 2,774 万 3,000 円となっております。こちらは支払基金により、現役世代の保険料から後期高齢者支援金を徴収し、広域連合へ交付されるものでございます。

5 款特別高額医療費共同事業交付金は 6,300 万円。こちらは前年度と比べまして 1,071 万 3,000 円の増となっております。こちらは国保中央会を通じて、400 万円以上の高額医療費に対して交付されます。

113 ページ、114 ページをお開きください。

8 款繰入金は 5 億 7,444 万 8,000 円。前年度と比べ 5 億 632 万 4,000 円の減となっております。こちらは保険給付費等準備基金からの繰り入れで、保険給付費等の財源に充てるための基金を取り崩して運用しております。

115 ページ、116 ページをお開きください。

10 款諸収入 3 項雑入 4 目第三者納付金は 1 億 4,911 万 5,000 円。こちらは前年度と比べまして 3,938 万 9,000 円の増となっております。こちらは第三者行為に係る損害賠償金であります。

続きまして、主な歳出についてご説明いたします。

118 ページ、119 ページをお開きください。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費は 4 億 7,758 万 7,000 円。前年度と比べまして 4,606 万 8,000 円の増となっております。

主な内容といたしましては、レセプト点検嘱託員・保健師等の報酬が 3,986 万 8,000 円、医療費通知等の各種通知、国保連合会ネットワーク通信費等の役務費が 4,433 万 5,000 円、電算システム保守、レセプト点検、共同電算処理等の委託料が 3 億 3,679 万 3,000 円、広域連合標準システムリース料等の使用料及び賃借料が 3,379 万 9,000 円となっております。

122 ページ、123 ページをお開きください。

2 項 1 目賦課徴収費 1,919 万円。こちら前年度と比べまして 1,843 万 7,000 円の増額となっております。

主な内容といたしましては、制度改正の周知を図るためのリーフレット作成及び発送に係る経費を計上しております。

124 ページ、125 ページをお開きください。

2 款保険給付費 1 項療養諸費 1 目療養給付費は 1,316 億 7,322 万 9,000 円。

こちらは前年度と比べまして 37 億 885 万 4,000 円の増額となっております。これまでの実績、被保険者数の伸び、1 人当たりの医療費の伸びなどにより算出しております。

2 目訪問看護療養費は 5 億 1,279 万 7,000 円。こちらは前年度と比べまして 1 億 3,218 万 4,000 円の伸びとなっております。訪問看護ステーションの看護師等からの訪問看護を受けた際に支給されるものでございます。

5 目審査支払手数料は 2 億 8,791 万 7,000 円。こちらは前年度と比べまして 1,270 万 5,000 円の増となっております。こちらは国保連合会への療養費等の請求に関する審査、及び支払いに対する手数料でございます。

126 ページ、127 ページをお開きください。

2 項高額療養費 1 目高額療養費は 73 億 2,038 万 3,000 円。前年度と比べ 1 億 6,327 万 4,000 円の増となっております。1 件 80 万円を超える医療費に対しての給付でございます。

2 目高額介護合算療養費は 1 億 1,066 万 1,000 円。前年度と比べ 293 万 3,000 円の増となっております。

こちらは後期高齢者医療制度と、あと介護保険の両方での負担額の合算で、限度額を超えた場合に支給されるものとなっております。

128 ページ、129 ページをお開きください。

3 項その他医療給付費 1 目葬祭費は 1 億 3,516 万円となっております。こちらは前年度と比べまして 64 万円の増となっております。

2 目その他医療給付費は 7 億 5,040 万 8,000 円。こちら前年度と比べまして 3,983 万 6,000 円の増となっております。

その内容といたしましては、はり、きゅう、あんま、マッサージ、柔道整復、あと補装具などに対する給付となっております。

132 ページ、133 ページをお開きください。

4 款特別高額医療費共同事業拠出金は 6,308 万円。こちら前年度と比べまして 1,071 万 2,000 円の増となっております。1 件当たり 400 万円以

上のレセプトを対象としたもので、こちらは国保中央会が実施するリスク分散を図るための共同事業への拠出金となっております。

134 ページ、135 ページをお開きください。

5 款保健事業費 1 項健康保持増進費 1 目健康診査費は 3 億 4,254 万 5,000 円。こちらは前年度と比べまして 1,075 万 5,000 円の増となっております。

内容につきましては、基本健診・歯科検診・受診券の作成委託などとなっております。

2 目その他健康保持増進費は 4,385 万 7,000 円。こちら前年度と比べまして 1,337 万 3,000 円の減となっております。内容としましては、高齢者訪問事業・健康長寿事業・市町村への健康増進補助金などとなっております。

140 ページ、141 ページをお開きください。

8 款 1 目償還金及び還付加算金は 2,918 万 3,000 円。こちらは前年度と比べまして 81 万 3,000 円の減となっております。主な内容といたしましては、保険料還付金となっております。

142 ページ、143 ページをお開きください。

9 款予備費は 1,240 万円。こちらは対前年度比 498 万 5,000 円の増となっております。こちらは不測の事態に備えての予備的経費でございます。

144 ページをお開きください。

こちらは給与明細書となっておりますので、ご一読ください。

以上が、平成 29 年度特別会計の歳入歳出の説明となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(宮城弘子)

ただいま連合長と総務課長より説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。

前田千尋議員。

○前田千尋議員

幾つか質問させていただきたいと思います。

まず歳入の 115 ページ、諸収入 3 項雑入の第三者納付金等が入ってくる予定とありましたけれども、これが一体どういう内容なのか、ひとつ説明してください。

もう 1 つ、123 ページの歳出のほうになりますが、

リーフレット作成委託料がありました。制度改正に伴うとありましたが、全対象者にどのように配布をするのか、お聞かせください。

そして 135 ページ、先ほども補正の中でありましたけれども、新年度予算ですので改めて聞きたいと思いますが、保健事業費のその他健康保持増進事業費の中の委託料、高齢者訪問事業委託料がありました。

そもそもこの高齢者訪問事業の目的というのを改めてお聞きしたいということと、前年度に比べて金額が少なくなりましたので、その理由と、その委託料とありますので、その内容について改めて聞きたいと思います。

○議長(宮城弘子)

外間孝明管理課長。

○管理課長(外間孝明)

1 つ目と 3 つ目のご質問については、事業課長のほうでお答えしますので、私のほうからは 2 つ目の 122 ページ、123 ページのリーフレットの配布についてどのように配布するのか、についてのご質問にお答え申し上げます。

こちらの配布につきましては、今回の制度の見直しにつきまして、広域連合のほうでリーフレットを作成するのですが、そのひな形については厚労省のほうで作られてきます。それを私どものほうで印刷をしまして、全被保険者の方に配布を行います。

予定しているのは、このリーフレットとポスターを予定しております。ポスターにつきましては、各施設であると思っておりますけれども、予定としては全被保険者に対する配布に関わる予算でございます。以上です。

○議長(宮城弘子)

玉城悟事業課長。

○事業課長(玉城悟)

お答えします。

まず第三者、納付金の説明ということですが、第三者求償事務という事務を広域連合、医療保険等の保険者のほうでは行っているところですが、内容としましては、被保険者の方が交通事故など第三者、加害者の行為によって生じた保険給付ですね。そちらが一旦、保険者のほうで支払いをし

ているのですが、その立て替えた医療費を、加害者に対して被保険者が損害賠償請求をすることと
いうことになります。

ただ、実際は、高齢者の医療の確保に関する法律に従いまして、被保険者に代わって保険者、広域連合のほうで求償することが代理でできることになっておりますので、そういった被保険者に代わって保険者である広域連合が、その損害賠償、第三者の行為によって、交通事故等によって発生した医療費について、給付費の対象にはなりませんので、賠償請求するというような事業の内容になっております。

その賠償金額を納付する金額が、今この予算書に計上されている予算になっているところでございます。

そして、続きましてのご質問で、高齢者の訪問事業委託料。

まず、事業の目的ということでご質問がございましたが、訪問指導事業の目的としましては、療養上の日常生活の指導、病院受診に関する指導及び服薬などの適切な指導を行うことにより、被保険者の方々の健康保持・増進、そして医療費等の適正化を図ることを目的として、高齢者の方々に対する訪問指導事業を実施しております。

そして、委託の事業の内容でございますが、まず1つ目には、重複頻回受診者に対する訪問指導事業、そして28年度、今年度からは健康指導が必要な方々に対しての訪問指導事業を行っているところでございまして、そういった事業の内容になっております。

金額については、先ほども松長議員のご質問にもお答えした内容と重なるかと思いますが、次年度はこれまで訪問事業については民間事業者に委託していたものを、広域連合独自で事業実施することになりまして、29年度も引き続き実施する予定でございます。

その訪問指導員の1件当たりの単価が低く抑えられたことによって、28年度当初予算と比べて、29年度当初予算の委託料のほうで大幅な減額となっているところでございます。

○議長(宮城弘子)

外間孝明管理課長。

○管理課長(外間孝明)

すみません。先ほどリーフレットの配布につきましてお答えしたのですが、実はリーフレットの配布のみで、先ほどポスターの配布という形でお答えしたのですが、ポスターではなくて、リーフレットの作成委託料と、それに伴います通信運搬費ですね。被保険者の皆さんにお送りする通信運搬費の額を計上してございます。

○議長(宮城弘子)

前田千尋議員。

○前田千尋議員

ありがとうございました。大体わかったんですけども、もう1つ質問したいのは、引き続き高齢者訪問事業の委託料について2回目の質問をしたいと思います。

説明では、今年度委託したらできなかったもので、直営でやったら、ここでやったら費用が少なくなったということもありましたので、新年度もそれでいくとのことでした。

それに対しては異存はないんですけども、実施して満足のいく結果だったからこうしたのか、それに対して課題がないのかというのを、1つ聞きたいと思います。

新年度についてどうなっていくのか。今後この方向性で直営でやっていくのかということ、訪問しましたこのデータは、市町村と共有して活用することができるのか。そのこともお答えください。

○議長(宮城弘子)

玉城悟事業課長。

○事業課長(玉城悟)

お答えします。

これまで民間事業者のほうに委託してやりましたが、結果的には参加する業者がなくて、広域連合が独自で行うことになったということで今年度から実施しているところですが、かなりいい成果も得られているところでございまして、まず7町村のほうに協力していただくことにより、7町村の方々の、高齢者の方々の訪問に対する意識が高まってきていると、そういった報告を担当者のほうから受けているところでございます。

そして、それ以外の広域連合のほうで直接契約

して訪問指導員を募集している、指導員の方々の訪問指導の話を聞きますと、地域に住んでいる訪問指導員の方が訪問しますので、これまで民間業者で委託された訪問指導員が行くよりは、やはり地域のことをよく知って顔見知りであることもありますので、高齢者の方が安心して訪問指導員を受け入れてお話をすることができるような状況は聞いています。

そして、私たちの担当者のほうも直接指導員の方の報告を受けることによって、地域ごとの実情も把握できるようになりました。こういったことがかなり成果として感じているところでございますので、引き続き広域連合の方針としましても、この事業を直接実施していきたいと考えているところでございます。

○議長(宮城弘子)

前田千尋議員。

○前田千尋議員

最後の質疑しますね。

地域の皆さんといいますか、先ほど地域に住んでいる人が訪問するということがとてもいいとありました。私もそう思います。

直営でやっていくことも大変いいことだと、結果を見て思った次第ですけれども、7町村の協力ということですが、那覇市など大きなところもありますし、県全体でまだまだ独自でできていないところなどもありますので、ぜひ広域連合には幅を広げて対応していただきたいと思うんですが、先ほどの補正予算の中でも訪問できる方20人は採用したんだけどとありましたけれども、訪問できる方を探すことが本当に大変だということもわかりました。

必要としていることを、もっとさらに周知して広げていくことも大切かなと思うんですが、今後こうした20名以上の枠をとって実施するという可能性の検討はどうなっているのか、最後にお聞きしたいと思います。

○議長(宮城弘子)

玉城悟事業課長。

○事業課長(玉城悟)

お答えします。

訪問指導員の人数につきましては、次年度も20

名で実施する予定でございますが、前田議員のほうからありましたように、都市部や市町村によってはかなり訪問の件数にばらつきがあるところでもございますので、その辺は次年度以降バランスよく訪問指導員の確保をしていきたいと考えております。

そして事業の件数についてですが、やはり現在、今年度は目標として1,200件、ほぼ達成している状況ではございますが、次年度はさらに200件の訪問指導の件数を広げていって、できるだけバランスよく訪問指導を実施していきたいと思っております。

引き続き、今回7町村協力していただいておりますので、そういった7町村の成果のあったことも各市町村に情報等も発信しながら、呼びかけも行っていきたいと考えております。

○議長(宮城弘子)

ほかに質疑はありませんか。

大石行英議員。

○大石行英議員

おはようございます。簡潔に2点ほど質問させていただきます。

135ページの健康長寿委託料、それから健康増進補助金。

健康長寿については、昨年私の質問で非常に大事なので目標を持って取り組むべきだと質問させていただきました。その内容、それからまた健康増進補助金については各自自治体配分しますということでもございましたけれども、石垣市においては「いきいき百歳体操」が非常に脚光を浴びてきているという状況もございますが、この2つの委託料、それから補助金についての詳細な、できたら具体的な説明をお願いします。

○議長(宮城弘子)

休憩いたします。

(午前11時29分 休憩)

(午前11時30分 再開)

○議長(宮城弘子)

再開します。

玉城悟事業課長。

○事業課長(玉城悟)

お答えいたします。

5款1項2目その他健康保持増進費の中の委託

料に関して、まず健康長寿委託料のほうですが、こちらは高齢者の方の健康教育という面から、年に2回、那覇市と中部において長寿ライフセミナーという健康長寿教室を開催いたしまして、会場のほうに被保険者の方々を募集をしまして、健康長寿等に関する研修等を行っております。

そして、高齢者訪問事業委託料に関しましては、先ほど前田議員の質問にもお答えしましたとおり、広域連合が今回から独自で行っています訪問指導事業になっております。

訪問指導の件数につきましては、今年度は1,200件の実施、次年度におきましては1,400件の実施予定でございます。

そして、3つ目が健康増進補助金、市町村が後期高齢者の方々に行います保健事業ですね。そういった保健事業を行った事業に対する補助金を、国を通して広域連合のほうから補助をしている状況でございますが、28年度の実施状況としましては14市町村がその健康増進補助金を使いまして、各市町村の担当部署で保健事業を行っているところでございます。

○議長(宮城弘子)

大石行英議員。

○大石行英議員

先ほど概要を説明していただきましたけれども、健康長寿教室ですね。那覇市を含め、なぜ2カ所だけなのか。

それから、また14市町村の、実施している市町村の具体的な紹介もお願いしたいと思います。

また、2カ所のみ研修を行っているということなんですけれども、今後のまた新たな展望があるかどうか。それも含めてお願いします。

○議長(宮城弘子)

休憩します。

(午前11時33分 休憩)

(午前11時34分 再開)

○議長(宮城弘子)

再開します。

玉城悟事業課長。

○事業課長(玉城悟)

お答えいたします。

健康増進補助金を使った具体的な事業の内容と

いうことでご質問がございましたが、まず私どもが今回行っているような訪問指導事業についても、各市町村で数カ所実施しているところでございます。

そして、あと健康長寿教室ですね。具体的には健康教育や、あるいは体操とか、そういったところを市町村独自で後期高齢者の方々に対して行って、補助を実施しているところもございます。

そしてもう1つは、はり、きゅう、あんま、マッサージですね。高齢者の方々が施術所に通った場合の助成券として券を発行しまして、それを利用する方々に対してお配りしている市町村もございます。

そして、もう1つのご質問で、広域連合が実施する健康長寿教室の件でございますが、実は28年度におきましては、これまで南部・中部2カ所で実施していたものを、北部も1カ所増やして実施する予定でしたが、なかなかそういった事業者のほうで実施が厳しいということもございまして、3カ所の予定が今年度2カ所になっているところでございます。

ただし、次年度におきましては、今、調整をしておりますので、北部のほうでも1カ所実施できる見込みでございますので、そういったところで南部・中部だけではなくて北部に範囲を広げて、今後も検討して実施していきたいと考えています。

○議長(宮城弘子)

大石行英議員。

○大石行英議員

先ほど玉城課長から、ぜひ範囲を広げて検討していきたいという答弁でございますけれども、私400キロ離れた石垣島から来ましたので、ぜひ宮古島も石垣島もウイングを広げて、翼は広ければ広いほど高く飛びますから、この翼を広げて検討していただきたいなと思いますが、簡単な所見をよろしく申し上げます。

○議長(宮城弘子)

玉城悟事業課長。

○事業課長(玉城悟)

お答えいたします。

大石議員から提案いただき、感謝申し上げます。

私がかちらに来てから、まだ離島のほうではそ

ういった事業の実施は行っていないところですが、伊是名村や、ちょっと今詳細な市町村名が出てこないのですが、過去に数カ所そういった健康に関する講演会や事業を行っている実績等もございますので、今後そういったところまで、できるだけ沖縄県全域の市町村にできないかどうか、それについては広域連合としましても考えていきたいと思うところでございます。

○議長(宮城弘子)

ほかに質疑ありませんか。

○議長(宮城弘子)

休憩します。

(午前11時38分 休憩)

(午前11時39分 再開)

○議長(宮城弘子)

再開します。

松長康二議員。

○松長康二議員

特別会計予算の135ページ、5款1項1目の健康診査費の中で、糖尿病性腎症重症化予防事業委託料が費目存置で1,000円という形で置かれていますが、これ事業をする予定があるからその費目存置で置いているのか。

その説明のほうと、あとその下にある健康診査渡航費の423万3,000円の予算ですか、これの中身を説明いただきたいと思います。

○議長(宮城弘子)

玉城悟事業課長。

○事業課長(玉城悟)

お答えいたします。

まず、糖尿病性腎症重症化予防の委託料につきましては費目存置ということとさせていただいているのですが、実は毎年こちらについても国のほうから補助事業のメニューがございますので、ここ2年ほど、この事業の委託料については費目をさせていただいて、各市町村に対して、その予防事業を行えるかどうかの呼びかけを行っているところでございまして、また次年度、年度途中になります。手を挙げていただく市町村に対しては委託として実施していく予定でございまして。

ただ、現状としましては、やはり糖尿病性腎症重症化予防を担当する専門医の確保等が課題にな

っておりますので、実施できるかどうかにつきましては、また今後の状況をみながら検討していかないといけないかと思っています。

そして、健康診査の渡航費についてですが、現在、長寿健診で離島市町村の集団健診を実施していますが、そちらの集団健診に係る渡航費を受診者の総数で按分して、各市町村、広域連合等でそれぞれ負担して、健康診査の事業に係る方々の渡航費を負担しているところでございます。

○議長(宮城弘子)

松長康二議員。

○松長康二議員

糖尿病性腎症重症化予防事業、これは特別な専門の方がいない限りできない事業、先ほどから質問のあった健康長寿委託事業がありますよね。保健師とかがやっている。それと関連して保健師ができる事業ではない事業なんですか。

だから、それが保健師も予防事業をやるのであれば指導ないし、それを抱き合わせというか、そういう形で併用してできない部分はないのか。答弁をいただきたいと思います。

○議長(宮城弘子)

玉城悟事業課長。

○事業課長(玉城悟)

お答えいたします。

糖尿病性腎症重症化予防の事業でございまして、糖尿病性腎症が悪化しますと人工透析に至ってしまうというようなことがありまして、人工透析はやはり疾病の中でもかなり医療費がかかるような状況であります。

ただ、その糖尿病性腎症を全医師ができるかという、やはり糖尿病性腎症の専門医という方々がいます。まず事業の内容としましては市町村が担当するのはもちろん保健師、看護師等が担当することになります。そういった糖尿病性腎症の方々を、糖尿病性腎症の専門医につなげていくという役割を担うわけですが、その連携の事例が今のところまだ県内では少ないところもございまして、なかなか実施に結びついていないような状況でございます。

また、今回行っている訪問指導事業と抱き合わせてできないかという件につきましては、今のとこ

ろ抱き合わせでの実施は考えておりませんが、市町村で糖尿病性腎症重症化予防を実施しているところとも、意見交換・勉強させていただきながら、市町村単位での実施を考えていきたい思います。

○議長(宮城弘子)

ほかにありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

休憩して、午後は1時から再開します。

(午前11時45分 休憩)

(午後1時00分 再開)

○議長(宮城弘子)

再開します。

続きまして、日程第15、これより一般質問を行います。

発言時間は、当局答弁を含めず10分以内となっております。

なお、本日の質問者は、一般質問日程表のとおりであります。順次、発言を許します。

前田千尋議員、登壇願います。

○前田千尋議員

皆さん、こんにちは。那覇市選出の前田千尋です。よろしくお願ひいたします。

それでは、一般質問を行います。

まず初めに、保険料について質問いたします。

厚生労働省は、後期高齢者医療制度について、保険料の軽減特例をなくす方針を打ち出しています。

(1)軽減特例の現状について質問いたします。

(2)軽減特例廃止で、どのような影響があるのかを問います。

(3)後期高齢者医療制度の今後の保険料について質問いたします。

(4)この保険料を引き下げについて、検討も含めて当局の見解を問います。

2、保険証について質問いたします。

(1)被保険証、短期証などの交付状況の県内の実態を問います。

(2)これまでも訴えてまいりました、短期証は最低でも6カ月の有効期限を広域連合の方針とすべ

きではないでしょうか、見解を問います。

引き続き、再質問などは自席にて行いたいと思います。以上です。

○議長(宮城弘子)

答弁を求めます。

外間孝明管理課長。

○管理課長(外間孝明)

前田議員のご質問事項1の(1)軽減特例の現状について問う、につきましてお答えします。

保険料の軽減制度は、県や市町村が負担する法定の軽減制度と、国が特例として行う軽減特例の2種類がございます。

県や市町村が行う法定の軽減は、被保険者全員が支払う均等割と、一定の収入を超過人が支払う所得割からなります。

法定の軽減制度として、低所得者割を7割、5割、2割の3段階で軽減する仕組みがあります。さらに、75歳になるまで家族の扶養を受けていた元被扶養者は、2年間に限り、年収にかかわらず均等割が5割となり、所得割は全額免除されております。

ご質問の保険料軽減措置は、平成20年度の後期高齢者医療制度発足から、国が追加で軽減している保険料の特例措置でございます。

均等割が、本来なら7割軽減の人には現在、特例で9割軽減か8.5割軽減、それから75歳になるまで扶養を受けていた人も9割軽減、また、所得割については、年金収入のみの場合で、153万円から211万円以下の方が5割軽減となっております。

次に、1の(2)軽減特例廃止でどのような影響があるのかを問う、につきましてお答えします。

全員協議会配付資料No.3、管理課資料6ページをお開きください。

今回の見直しにつきましては、1段目の(被扶養者軽減分)と3段目の(所得割軽減分)が対象となっております。

平成28年度の数値から影響を見ますと、この資料には対象者数が入っておりませんので、人数につきましてはこの場で申し上げたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、1段目(被扶養者軽減分)の措置額が、約1億3,639万8,000円、対象者数が約1万670人。

次に、3段目(所得割軽減分)の措置額が、約1億6,352万6,000円、対象者数が約1万3,430人。

今回の見直しにおける影響としましては、措置額で約2億9,992万4,000円、対象者数で約1万5,100人となる見込みでございます。

措置額の影響率としましては、32.4%でございます。

なお、厚生労働省が示す軽減特例が全て廃止された場合、2段目の均等割9割軽減措置額約4億2,028万円、対象者数4万4,460人と、4段目の8.5割軽減措置額約2億379万8,000円、対象者数約2万8,590人を含めると、合計の措置額で約9億2,400万4,000円、対象者数が9万7,100人となる見込みでございます。

次に、1の(3)後期高齢医療制度の今後の保険料について問う。(4)保険料を引き下げについて、当局の見解を問う、につきましては関連しておりますので、一括でお答えします。

全員協議会配付資料No.3、管理課資料の2ページをお開きください。

当県における保険料につきましては、後期高齢者医療制度が発足した当初の平成20年度から平成29年度までの10年間、均等割は4万8,440円、所得割は8.8%の据え置きとなっております。

これまでも厳しい財政状況の中、私ども広域連合では、他県の広域連合が保険料の引き上げを続ける中で、医療費の適正化や収納率の向上などの経営努力を続けて、保険料の据え置きをしてまいりました。

しかしながら、今後の医療費の動向を考えますと、毎年3,500人から4,000人の被保険者の増加があり、特に団塊世代が後期高齢者医療に加入する2025年まで医療費が増加していくことが見込まれております。

こうしたことから、当広域連合としましては、長期的な医療費の増加を考えますと、当面、保険料の引き下げは難しいと考えております。

次に、2の(1)被保険証、短期証などの交付状況の県内の実態を問う、につきましてお答えします。

平成28年6月の年次更新時に発行しました被保険者証は、13万6,470件でございました。

短期証につきましては、全員協議会配付資料No.

3、管理課資料の7ページをお開きください。

平成28年11月末現在、短期被保険者証の交付人数は380人。

短期被保険者証の有効期限の内訳につきましては、1カ月未満が20人、1カ月から2カ月未満が155人、2カ月から3カ月未満が176人、3カ月から4カ月未満が20人、4カ月から5カ月未満が5人、5カ月から6カ月未満が2人、6カ月以上が2人となっております。

次に、期限切れで被保険者証を更新していない未更新の方が153人、また被保険者証を受け取っていない留め置きの方が28人となっております。

次に、2の(2)最低でも6カ月の有効期限を広域連合の方針とすべきである。見解を問う、につきましてお答えします。

沖縄県後期高齢者医療短期被保険者証交付要綱第3条では、「短期被保険者証の有効期限は原則2カ月とし、納付相談の結果、必要に応じ別の有効期限を定めることができるものとする」と規定されております。

原則2カ月としていることにつきましては、当該制度施行当初において市町村とも協議し決定しております。

現行の2カ月の有効期限が良い主な理由につきましては、被保険者から生活状況を聞き取り、納付計画を立てやすい。納付機会を増やすことにより、収納率の向上につながる。また、年金の受給が2カ月に1回のため、それにあわせて納付相談がしやすいなどがございます。

以上のことを踏まえ、当広域連合としましては、被保険者に対して、生活状況の聞き取りや分割納付の履行を促すための納付機会を増やすことにより、収納率の向上が期待できることと理由から、市町村と相談しながら2カ月としております。ご理解のほどお願いします。

以上でございます。

○議長(宮城弘子)

前田千尋議員。

○前田千尋議員

ありがとうございます。それでは、質問逆で、保険証のほうから再質問したいと思います。

ただいま説明がありました被保険者が13万人以

上発行されて、短期証が今現在380人おりました。その中で、私が最低でも6カ月の有効期限をとすることは、先ほど2カ月ごとの年金の収入だとか、生活状況を聞きやすいなどもありましたけれども、その利点はあるかもしれません。

しかし、後期高齢者の皆さんは、長期の入院など、何度も何度もここに来るのが相談が難しいなどもあります。そういった実態の中、実際に380人のうち378人が6カ月未満の短期証となっております。この短期証が大変重たいと思うんですね。

1年間の通常の発行ができないということは、なかなか払うことができない。そういった実態も、状況を聞きながらと言いますが、医療を受ける立場として、ぜひ6カ月の有効期限に広げていく責任があると思います。

原則2カ月を市町村と協議したと言いましたが、その後、協議されたことがあるのでしょうか。そういったこともこれまでずっと訴え続けていましたし、私の以前の議員たちも言っています。そうしたことも踏まえながら、今後も協議をしていただきたいと思っています。いかがでしょうか。

まずは1点、この質問をしたいと思っています。

○議長(宮城弘子)

休憩いたします。

(午後1時16分 休憩)

(午後1時17分 再開)

○議長(宮城弘子)

再開します。

外間孝明管理課長。

○管理課長(外間孝明)

お答えします。

市町村との協議をされたれたかということのご質問ですが、各市町村との協議におきましては、毎年、沖縄県後期高齢者医療保険料収納対策実施計画というのを作成しております。その中で収納率向上、短期証における取り扱い等を協議して、作成しております。

やはりこの2カ月証につきましては市町村からも強い要望もございまして、被保険者と納付折衝を事細かく行うことによって、納付の相談をやることによって収納率の向上を上げているということで、できるだけ被保険者証というのは交付した

ほうがいいということもありますので、これは市町村の要望もありますけれども、2カ月証として今やっております。

先ほども申しあげましたように、実施計画等も協議の上で決められておりますので、今後も私どもとしては、その計画に基づいて実施してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長(宮城弘子)

前田千尋議員。

○前田千尋議員

わかりました。今後も各市町村からも協議をしていると言いますが、実際に声を聞いていただきたいと思っています。よろしく願いいたします。

あと、交付実態が明らかになりましたけれども、先ほど資料の中で短期証の数もありましたけれども、未更新と留め置きの実態についてもさらにお聞きしたいと思います。

○議長(宮城弘子)

外間孝明管理課長。

○管理課長(外間孝明)

ただいまのご質問で、未更新と留め置きの実態についてもお聞きしたいというご質問に対してお答えします。

まず、未更新のほうなんですけれども、未更新とは、分納中の被保険者に対して期限付きの短期被保険者証を発行しましたが、その後更新されていない被保険者証になります。

全員協議会資料のNo.3、管理課資料の7ページをお開きください。

平成28年11月末現在の未更新者が153人、平成27年11月末現在は295人でした。比較しますと142人の減となっております。

次に、留め置きの実態についてです。

留め置きとは、被保険者証を郵送しても行き先不明で戻ってくる。訪問しても会えないなど、被保険者証を受け取らずにいる居所不明者が留め置きと言っております。

資料のほうを見ますと、7ページをお開きください。

平成28年11月末現在の留め置きの数が28人で、前年度39人と比較しまして11名の減となっております。

ます。

以上です。

○議長(宮城弘子)

前田千尋議員。

○前田千尋議員

ありがとうございます。

未更新と留め置きの実態がわかりました。どれも昨年に比べ減になっているのは、地元の市町村の皆さんが取り組んで頑張っているのかなと思うんですけども、特に未更新が142人と随分減っています。

その実態についてお聞きしたいと思います。

○議長(宮城弘子)

外間孝明管理課長。

○管理課長(外間孝明)

お答えします。

27年度と28年度に比べて142人の減となっている状況なんですけれども、やはりこれは市町村が地道に被保険者の方々と納付折衝を行って被保険者証を発行した結果と理解しております。

以上です。

○議長(宮城弘子)

前田千尋議員。

○前田千尋議員

確かに、地元の市町村の皆さん頑張っていると思います。その中で、いまだに短期証が380人、そして未更新が153人がいらっしゃいます。これは沖縄県としてどのような状況であると考えていらっしゃいますか。

私は、1人でもいる実態というのは大変だと思うんですけども、医療が受けられない状態ではないかと危惧するわけですけども、皆さんとしてはどういった実態だと把握されているか、お願いします。

○議長(宮城弘子)

外間孝明管理課長。

○管理課長(外間孝明)

ご質問にお答えします。

未更新の153人なんですけれども、やはりこれは市町村の努力によりまして、毎年減ってきております。すぐにゼロにするということは厳しいと考えられます。

以上です。

○議長(宮城弘子)

休憩いたします。

(午後1時25分 休憩)

(午後1時26分 再開)

○議長(宮城弘子)

再開します。

外間孝明管理課長。

○管理課長(外間孝明)

お答えします。

確かに未更新ということは、被保険者が保険証を実際に持ってない、受け取ってないということにはなっておりますので、その件に関しては私どもとしましてはつらい立場ではあるのですが、やはり基本的には医療費、病院に行くに医療費がかかるわけですから、被保険者の皆さんにも保険料というのは納めていただく、協力していただくというのが前提でございます。

確かに未更新ではあるのですが、基本的には公平・公正をとるためにも、これから納付折衝をやっていただいて未更新をなくすようにはしたいんですけども、やはりそれに関しては。

○議長(宮城弘子)

休憩いたします。

(午後1時27分 休憩)

(午後1時28分 再開)

○議長(宮城弘子)

再開します。

外間孝明管理課長。

○管理課長(外間孝明)

現在、153名未更新者いらっしゃいますけれども、未更新の方が1人でも少なくなるよう考えていきたいと思っておりますし、市町村とともに努力してまいります。

以上です。

○議長(宮城弘子)

前田千尋議員。

○前田千尋議員

なかなか難しいところですけども、未更新や短期証がある実態というのは、やはり少ない年金、収入がない、そういった後期高齢者が負担を押しつけられている実態だと、私は思っています。

です。次の質問にいきたいと思います。

軽減特例について、私2年前もこの場所から質問させていただきました。

当初から、一部だけでなく全ての廃止が議論されているこの軽減特例措置なんですけれども、そもそもは、後期高齢者医療制度が始まったときに、全国の皆さんが75歳になったとたんに負担増と差別医療を押しつける制度だと、まるで姥捨て山だと怒りの世論が広がる中、導入せざるを得なかったのが保険料の軽減特例措置です。最大7割の軽減措置をさらに最大9割まで軽減した。そして、やっとこの後期高齢者医療制度がスタートした。そして今度10年目になるわけです。この軽減特例措置が全部廃止されようとしています。

前回、私の質問に、これが廃止されると県内でも7割の皆さんが影響を受けると答弁を受けております。

その中で、一部だけでなく全ての廃止も引き続き議論されているわけですけれども、もしも今後軽減特例が廃止になった場合における県民の負担実態を質問したいと思います。明らかにしてください。

○議長(宮城弘子)

休憩いたします。

(午後1時31分 休憩)

(午後1時32分 再開)

○議長(宮城弘子)

再開します。

外間孝明管理課長。

○管理課長(外間孝明)

お答えします。

先ほども申し上げましたが、厚生労働省が示すこの軽減特例、全て廃止された場合は、合計の措置額で約9億2,400万4,000円になっております。

なお、今回の見直しにつきましては、被扶養者軽減分と所得割軽減分、この2つの措置額で約2億9,992万4,000円となっております。

影響率になりますけれども、32.4%になっております。

以上です。

○議長(宮城弘子)

前田千尋議員。

○前田千尋議員

今回の軽減特例が廃止の提案もされていますけれども、私はこれに反対の立場です。

今回も32.4%の後期高齢の対象者の皆さんが軽減がなくなってしまう。それにおいて県民の負担というのが増えていきます。

先ほど全体の今後全部廃止されたというところのパーセントでは出てませんでしたけれども、前回は7割だとお答えになってましたので、変わらないのかなと、それを想定してやりますけれども、後期高齢者の皆さんは自然増でどんどん増えていきます。

その中で、生活実態を見たらいかがなんでしょうか。やはり年金でも最低の3万5,000円だったりとか、本当に少ない年金、生活保護を受けている、さまざまな事情がある中で、こうした1人1人の高齢者の皆さんから医療費やさまざまな負担をしいていく、やり方は絶対に許すことはできないと思います。

こうしたことを全国では北海道のほうでは広域連合議会、この議会の中でそれに反対する意見書が採択もされています。前回も、この後連合長に質問させていただきますけれども、全国の連合長協議会の中でも要望書の中に触れています、先ほどもありましたが、そういった姿勢を貫いて実現すべきだと思うんです。

連合長、ぜひお答えしていただきたいと思いますので、質問させてください。

2年前、この軽減特例の廃止ではなく継続を求めてくださいという私の質問に対し、連合長のほうもお答えになっていただいたんですが、そのときこの懸念されるということは、「前田議員のご心配はご懸念も含めて、まさにご指摘のとおりでございます。」と答えています。

今後も広域連合として軽減措置、今後も国の動向をしっかりと見てその対応を図っていききたいというふうになってますし、全国の後期高齢者医療広域連合協議会、その中で一緒になって要望してきたということも説明されているわけです。

今後も私は県民の命と健康、そして暮らしを守るためには、こうした徐々にでも負担を重くしていくようなやり方、軽減措置のなくしていくとい

う方向は断固反対すべきだと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長(宮城弘子)

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

いつもこの件につきましては、前田議員も関心を寄せていただきまして大変ありがとうございます。

保険料の軽減特例措置につきましては、平成20年度制度施行に当たりまして、特例的な負担軽減のために、毎年度国の予算によりまして保険料の軽減措置が実施されてきたところでございます。

国においては、平成22年12月の高齢者医療制度改革会議の最終とりまとめにおきまして、低所得者の保険料の軽減の特例措置について、負担の公平性を図る観点から、国保の軽減措置との整合性を踏まえ、段階的に縮小するという提言がなされました。

私ども広域連合といたしましては、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて、特例措置の継続と恒久化について、国に対して再三にわたり要望してきたところでございます。

しかしながら、平成28年12月に閣議決定されました平成29年度の予算案においては、現後期高齢者医療制度の所得割額の5割軽減措置で約1億6,300万円の見直しと、被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する被保険者均等割額の9割軽減の措置で、約1億3,600万円を見直すものとなっております。

さらには、今後、所得の低い被保険者に対する軽減特例措置の見直しが行われますと、高齢者世帯約6億2,400万円の大きな負担増となりまして、影響が大きすぎるということから、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通して、現在の特例措置の継続を国に対して今後も要望してまいりたいと考えているところでございます。

○議長(宮城弘子)

前田千尋議員。

○前田千尋議員

連合長、ぜひ引き続き頑張ってくださいと思うんです。

全国のこうした連合長が集まった協議会の中で、

これは要請書の1つに上がっているということは、全国の国民の声なんです。やはり私たち沖縄の周りの人たちを見ても、高齢者の皆さんの収入だとか、負担増だというのは本当に耐えられません。

今、政府は年金の削減、さまざまな社会保障の削減を迫っています。その中で後期高齢者にこのような負担増を強いるような制度は、しっかりと改善をしていく。

私は、この後期高齢者医療制度反対の立場ですが、そういった本当に高齢者の皆さんを追い詰めるような、負担を強いるばかりのやり方に許せないからです。やはりそれ以前の老人保険制度でありましたら、多くの皆さんが本当に長生きしてよかったですと言える日本の社会になるんじゃないでしょうか。

今、制度の中でもさまざまな健康増進なども行われていますけれども、こうした対象者の皆さん、後期高齢者の皆さんの命と暮らし、健康を守る立場で、ぜひ議会と連合長一体になって全国の皆さんと、この軽減特例を廃止、絶対許さないという思いで、引き続き頑張っていっていただきたいと思います。私も頑張りたいと思います。ありがとうございました。

○議長(宮城弘子)

これをもって、前田千尋議員の一般質問を終わります。

次に、新里嘉議員の一般質問を許します。

○新里嘉議員

皆さん、こんにちは。南城市選出の新里嘉と言います。

今回1点、訪問指導事業について通告させていただいております。この件に関しては、午前中の本会議にて松長議員、前田議員のほうから質問等もあり、執行部に関しては答弁がかぶることもあるかと思いますが、なにとぞよろしく願いいたします。私もまた視点を変えて、幾つか再質問もさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

通告1、訪問指導事業について。

①現状も含めたこれまでの取り組み、成果について。

②課題と今後の方向性について。

以上、2点よろしくお願ひいたします。

○議長(宮城弘子)

玉城悟事業課長。

○事業課長(玉城悟)

新里議員の訪問指導事業について、(1)現状も含めたこれまでの取り組み、成果についてお答えいたします。

訪問指導事業の取り組みとしましては、平成22年度より療養上の日常生活指導、病院受診に関する適切な指導を行うことにより、被保険者の健康保持・増進及び医療費の適正化を図る目的として、医療機関の重複頻回受診者の方々への訪問指導事業を開始しております。

当初は、うるま市への委託事業として実施し、平成23年度から民間事業者へ委託し、徐々に実施区域を広げ、27年度には離島市町村を含む県内全域で実施することができました。

また、医療費のデータ分析より、後期高齢者の医療の特徴としまして生活習慣病が医療費の上位を占めており、予防可能な疾患も多く、後期高齢者の方々に対しても適切な保健指導を行うことで疾病の重症化を予防できることが、分析結果から明らかとなりました。

そのようなことから、28年度より、重複頻回受診者への訪問事業に加え、新たに重症化予防の取り組みとして、健康指導が必要な方に対する訪問指導事業を実施しております。

28年度の訪問指導事業は、これまでどおり民間事業者へ委託する予定でありましたが、入札に参加する業者がなかったため、広域連合が独自で行っております。

実施方法につきましては、市町村への事業委託での実施と、それ以外の地域は、広域連合が個別に訪問指導員と契約を結び実施する2段階の方法で実施することとなりました。

まず、市町村に協力を求め、7町村の協力が得られました。現在、町村への委託事業として実施しております。

次に、それ以外につきましては、広域連合で訪問指導員を募集して、現在21名の保健師、看護師と契約を結び、訪問指導員の居住する地域を中心に訪問指導を実施しております。

28年12月末現在の数値ですが、2つの事業合わせまして22市町村で延べ941件の訪問を実施しております。

次に、この訪問指導事業の成果でございますが、4点ほど挙げられます。

1つ目は、27年度の重複頻回訪問指導については、指導実施後に82%の高齢者の受診状況及び医療費について改善が見られ、一定の効果が上がっている状況でございます。

2つ目は、健康指導訪問事業につきましては、7町村との委託によって、これまで課題としていました町村の担当職員と連携した取り組みができるようになりました。また、町村担当者の後期高齢者への健康指導に対する意識も高まっております。

3つ目は、広域連合が保健師等と直接契約し、調査報告を直に受けることで、地域の高齢者の現状が把握できるようになりました。

4つ目は、地元に住居する指導員が訪問しますので、地域の高齢者が安心して指導員を受け入れられるようになったことであります。

以上のことが、成果として担当職員等より報告を受けているところでございます。

続きまして、(2)の課題と今後の方向性についてお答えいたします。

まず課題ですが、今年度の訪問指導事業について2つの課題がございます。

1つ目は、7町村と契約を結び連携を進めることができましたが、きめ細かな保健事業を実施していくためには、やはり市町村の協力が不可欠であり、7町村以外にも事業を拡大していく必要があります。

2つ目は、広域連合が直接契約した指導員につきましても、市町村ごとの訪問件数にばらつきがあり、訪問指導員が近くに居住していない地域につきましても、訪問の実施ができておりません。

29年度は、地域ごとにバランスのとれた指導員の確保が課題であると考えております。

最後に、今後の方向性としてしましては、今後も広域連合独自で訪問指導事業を実施していく方針であります。

今年度28年度の成果を踏まえ、7町村の事例を

好事例としまして市町村担当部署等へ情報発信し、協力を呼びかけていきたいと考えております。

また、7町村以外の訪問指導員の確保につきましても、関係機関等に広く呼びかけ、地域で偏りのないような指導員の確保に努めていきたいと考えております。

こうした取り組みによりまして、次年度以降もさらにこの訪問事業の拡大を図っていきたいと考えております。

○議長(宮城弘子)

新里嘉議員。

○新里嘉議員

どうもありがとうございました。

先ほどから玉城課長が言ってました、市町村との連携、これはもう不可欠なことだと思います。その中で私、1点質問させていただきます。

まず初めに、今回、訪問指導員の実績についても答弁がありましたけれども、27年度、このときは22年から続いてまだ民間のほうに委託していたと思うんですけれども、そのときも当初の計画は400人、延べ800回でしたけど、訪問実績としては271人、441回。目標数値に平成27年は届いておりませんでした。

改めてこの28年、答弁にありましたけれども、先ほど来て出ておりますが、当初は民間に委託して目標1,200回の実施を目指しておりました。その中で、どうしても入札参加業者がいなかったということで、特に県内ではそういった業者がないというふうに聞いております。

その中で、もともとは今年度委託を予定していましたが、途中より直営に切りかえております。

今回、課長から答弁ありました、12月末現在941件の実績が出ております。今年度目標にしていました1,200件は到達できそうだと、見込みがあるというふうな午前中答弁もありました。

その中で、次29年度の目標数値も1,400件ということで先ほど述べておりましたが、今年度28年度途中で直営にかかわって、約半年もいかない間に1,200件近く実績がある見込みです。

それで29年度は、スタート時点から約1年間で1,400件というのは、ちょっと目標数値が若干低いのかなと思っているんですけれども、それについ

て、その1,400件という数字を出した経緯というか、根拠のほうをお聞かせ願いたいと思います。

○議長(宮城弘子)

玉城悟事業課長。

○事業課長(玉城悟)

ただいまのご質問に対してお答えいたします。

今年度1,200件ということで、目標はある程度達成できそうな状況ではございまして、次年度1,400件、少し目標が低いのではないかというような感じは受けるかと思えます。

しかし、今年度途中からではあります、直営に切りかえて、何とか件数的には実施している状況ではあります、先ほどもお話ししましたように、訪問指導員の確保についてある程度、どちらかという、まずは件数の目標を達成するというのを主眼においていましたので、件数は達成したものの地域ごとのバランスが、訪問指導員の地域ごとの配置がなかなかバランスよくいかなかったという点もあり反省点でございますので、その辺まず訪問指導を実施する際に、訪問指導員の確保等が必要になってくると思えます。

そういったところで、ある程度バランスの配置を考えながら、訪問指導を実施する上では、少々準備期間等も必要になるかと考えております。

また、今年度初年度ですので、今までデータの分析等を委託事業者に行って効果を把握してまいりましたが、今年度あるいは次年度からは、独自でその収集した調査票に基づいてデータを分析しながら、把握しながら、また今後、事業を継続するに当たって効果についても検討していかないといけないと思えます。

そういった中で、数だけを増やしていった質の確保ができるのどうかという問題もございまして、こちら局内でいろいろ検討した結果、拡大は図っていく方向ではあります、次年度はまず1,400件ということでやって、訪問指導員の配置や事業内容について充実した方向で考えていこうというふうに今方針を固めておりますので、その辺でご理解していただきたいと思えます。

○議長(宮城弘子)

新里嘉議員。

○新里嘉議員

ありがとうございます。

数字のほうは実績だけ上げるのではなくて、しっかり根拠に基づいて満遍なく各市町村こういった訪問指導員を確保しながら、また連携しながらやっていくと。また、しっかりデータも取った上で慎重に進めていきたいということで理解いたしました。

その中で、今後の目標なんですけれども、28年度、今回の実績を踏まえてのデータも今月からとりまとめに入ると思うんですよ。それ2月からというふうになっているんですけども、いつごろこのデータ自体が結果が出て、また我々に公表できる場が設けられるのか。その時期について1点確認したいということと、27年は82%の改善も見られたということですので、大体今年度のデータがしっかり公表できる、いろいろな点ですね。その時期について、もしわかるのであればお聞かせ願いたいと思います。

○議長(宮城弘子)

玉城悟事業課長。

○事業課長(玉城悟)

お答えいたします。

今年度の事業についての実績や結果等について報告はいつごろ、データがまとまって、それが拝見できるかというご質問だと思いますが、当初、全員協議会が7月にございました。資料でお配りしていますが、今月いっぱいでは事業は終了しまして、3月にとりまとめをして、それからいろいろ調査・報告については作成して報告していきますとふうな資料をお渡ししていると思いますが、今年度は初年度ということもありまして、このとりまとめの方法等についてもこれから行っていくというような段階でございます。

それを固めて、実際、最終的なとりまとめをして、その調査結果を報告することになりますと、恐らくとりまとめ時期が4月から、ないし5月ぐらいにかけてなるかと予想していますので、全員協議会の場合では次回の7月ごろには皆さんにも、調査結果について、具体的な内容を報告できるものと考えております。

○議長(宮城弘子)

新里嘉議員。

○新里嘉議員

ありがとうございました。

このデータもしっかり、先ほどありましたけれども、今年度初めてということではなかなかいつごろの明確に言えないところがあって、大体7月ごろには出てくるというのがありましたけれども、しっかりとデータに基づいたものを29年度の訪問指導事業にも反映、生かされるようにしていただきたいなと思っております。

今回、私がこの質問をさせていただいた大きな1点が次の質問になるんですけども、先ほど全員協議会でありました。今回も出ております。やはり訪問指導員の確保も課題になっているというのが先ほどから出ておりますが、私なりに1つ提案をさせていただきたいなというのがありまして、午前中にも松長議員のほうからありましたけれども、やはり報酬の面とかそういった面をいろいろと検討すべきところも、確保についてあると思うんですけども、私も今回、全国的にもこの指導員とされる保健師、看護師さんが不足している状況の中で、なかなか確保が難しいということが言われておりますが、その中で今回提案させていただきたいのは、この資格者をもう少し広げて介護士とか、あとはヘルパーさん、そういった方々にもどんどん、介護士にも広げることができないのかということ、ちょっとお聞きしたいと思います。

どうしても看護師など医療の専門家という点では、介護士、ヘルパーさんというのは少し難しい部分もあると思うんですけども、ただ、一方では介護士、ヘルパーさんに関してもしっかりと研修とか講習を積み重ねれば、この指導員の資格を有せるんじゃないかなと、個人的には思っているんですよ。

これだけ人材が足りないという中で、介護士、ヘルパーさん、そういった方々を個人にとってもまたこういった講習・研修を受けることによって、個人のスキルアップにもつながりますし、しっかりとまた指導員不足の需要にも、供給ですか、その辺のバランスもうまくとれてくるんじゃないかなと、個人的には思っています。

以前に、これはまたちょっと別の話になるんですけども、医療行為の中でたん吸引というのが

ありました。カテーテルでたんを吸引する医療行為なんですけれども、それは今まで医師・看護師だけに限定されたものでしたが、実は今、法改正がありまして、介護士、ヘルパーさんでもしっかり講習等を積めばその医療行為ができるというふうに改善されています。

そういった点からも、介護士不足に対応する中で、そういった改正というのは、これは前向きな改正じゃないかなと僕は思っていますので、その点に関して事務局の見解、所見を伺いたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○議長(宮城弘子)

玉城悟事業課長。

○事業課長(玉城悟)

お答えいたします。

当広域連合の訪問指導事業に対しまして、人材確保の点等からご提案いただき感謝いたします。

訪問指導の訪問指導員の資格要件について、今のところ保健師、看護師等の専門職としていますが、将来的には保健指導の具体的内容により、特に必要な方々に対しましては、保健師、看護師以外の専門職にも訪問していただく等、きめ細かな対応が必要になることも考えられます。

今後、疾病の重症化予防を進めるにおいて、栄養管理がうまくできていない方には管理栄養士が、複数受診等により服用する薬が多い場合は薬剤師、口腔機能低下に対する相談・指導は歯科衛生士がというように、それぞれの課題に応じ保健師、看護師がこれらの専門職につなげていく、きめ細かな保健指導の実施も必要であると考えているところでございます。

その点で、新里議員のおっしゃるように、介護士についても被保険者の方々を介護の面で支える重要な役割は果たされていると思いますが、現在、保健事業につきましては国の補助金を活用して実施しているところです。

介護職については、国が指定する資格対象とはなっていない状況でして、当広域連合としても訪問指導員の資格要件として、介護士を現在対象とはしておりません。

しかしながら、訪問指導員が訪問した際、必要

に応じて市町村の介護担当や地域包括支援センターなど情報提供や意見交換を行うなど、現在の訪問事業におきましても介護部門と連携しているところもございます。

今後は、訪問指導事業など当広域連合が実施する保健事業を通して、介護をはじめとする関係機関及び介護士などの専門職員との連携がさらに重要になっていくものと思われま。

○議長(宮城弘子)

新里嘉議員。

○新里嘉議員

ありがとうございます。

そうですね。これに関しては、やはり沖縄県だけの問題ではなくて、全国的な問題だと思うんですね。この人材不足というのは、ましてや保健指導員さんの確保というのは、各市町村においても大変難しいというのが現状であります。

その中で、今広域もこういった事業を展開していく上で、やはりそういった資格対象者を幅広い方々に見ていただくというのも、僕は1つの考えだと思っていますので、国の中でそういった法律でできないところがあるのであれば、ぜひ我が沖縄県のほうから声を上げていただいて、国の法改正にも声を上げていただきたいというふうに思っています。

この人材確保に関して、今後とも各市町村と連携していただいて、ますますこの保健事業が今後この後期高齢の1つの大きな大きな柱だと思っていますので、しっかりとした連携、前向きな対応を今後ともしていただきたいというふうに思っております。

これで私の一般質問を終わります。

○議長(宮城弘子)

これをもって、新里嘉議員の一般質問を終わります。

以上で、通告されました一般質問は全て終了いたしました。

○議長(宮城弘子)

続きまして、日程第16、これより討論・採決を行います。

○議長(宮城弘子)

承認第1号、専決処分報告及び承認を求める

ことについて（沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）について、本案に対する討論を行います。

（「なし」と言う者あり）

○議長(宮城弘子)

討論なしと認め、これをもって討論を終結します。

○議長(宮城弘子)

これより承認第1号について採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長(宮城弘子)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長(宮城弘子)

承認第2号、専決処分の報告及び承認を求めることについて（沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例）について、本案に対する討論を行います。

（「なし」と言う者あり）

○議長(宮城弘子)

討論なしと認め、これをもって討論を終結します。

○議長(宮城弘子)

これより承認第2号について採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長(宮城弘子)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長(宮城弘子)

議案第1号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する討論を行います。

（「なし」と言う者あり）

○議長(宮城弘子)

討論なしと認め、これをもって討論を終結します。

○議長(宮城弘子)

これより議案第1号について採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長(宮城弘子)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(宮城弘子)

議案第2号、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する討論を行います。

前田千尋議員。

○前田千尋議員

ただいま議題となっています議案第2号、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、反対いたします。

反対理由といたしましては、この後期高齢者医療制度、2008年度の制度の発足時に大きな批判が広がる中、高齢者の立場できめ細かな対応をするということで、後期医療の保険料の軽減措置が導入されました。

今回の条例の改正は、こうした軽減措置を段階的に減らしていくものとなっていますので、県民の、後期高齢者の負担を増やすものとなっています。

ですので、私は反対いたします。

○議長(宮城弘子)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長(宮城弘子)

討論なしと認め、これをもって討論を終結します。

○議長(宮城弘子)

これより議案第2号について採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長(宮城弘子)

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(宮城弘子)

議案第3号、訴えの提起について、本案に対する討論を行います。

(「なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

討論なしと認め、これをもって討論を終結します。

○議長(宮城弘子)

これより議案第3号について採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(宮城弘子)

議案第4号、平成28年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第2号)、本案に対する討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

討論なしと認め、これをもって討論を終結します。

○議長(宮城弘子)

これより議案第4号について採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(宮城弘子)

議案第5号、平成29年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計予算、本案に対する討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

討論なしと認め、これをもって討論を終結します。

○議長(宮城弘子)

これより議案第5号について採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(宮城弘子)

議案第6号、平成29年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計予算、本案に対する討論を行います。

伊佐真次議員。

○伊佐真次専議員

議案第6号、平成29年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計予算について、反対します。

後期高齢者医療制度は、75歳になった途端、これまで加入していた公的医療保険から無理矢理引き離され、別立ての医療制度に囲い込み、負担増などの痛みを押しつける、世界でも例のない高齢者いじめの制度です。

県内における後期高齢者の短期被保険者数は、11月現在で380人、保険証の期限が切れても更新できずに無保険状態になっている高齢者は、未更新153人、留め置き28人、合計181人もいます。

後期高齢者は病気になりがちで、収入の手段も限られています。その高齢者だけを年齢で差別し、1つの医療制度に含め負担増などの痛みを強いることは、制度自体の根本的欠陥です。高齢者を苦しめる制度は直ちに廃止して、元の老人保健制度に戻すこと。

そして、減らされ続けた高齢者医療の国庫負担を復元すべきです。

よって、議案第6号、平成29年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計予算に反対するものです。

○議長(宮城弘子)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

前田千尋議員。

○前田千尋議員

ただいま議題となっています議案第6号、平成29年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計予算について、私も反対いたします。

先ほど伊佐議員からもありましたように、世界にも例のない高齢者いじめの制度だと多くの国民から非難される中、2006年の法改正から11年、2008年の制度スタートから9年がたちました。

政府は、制度が定着したと口にしておりますが、実際は高齢者の医療の切り捨てを許さないという国民の激しい戦いによって、保険料の軽減特例のようにさまざまな手直しをして、やっと現在まで運用してきたというのが実態です。

さらにこの間、介護保険料の引き上げや年金の受給額がどんどん削減される中、高齢者への負担ばかりが増え続けている現状となっております。

県内でも保険料を滞納している高齢者や未更新となっている無保険状態の高齢者がたくさんいらっしゃることも、先ほどの一般質問で明らかになりました。

こうした中、後期高齢者被保険者の負担軽減のための保険料軽減特例制度さえも廃止しようとしています。二重三重にこれ以上高齢者を苦しめるべきではありません。

私たちの役割は住民の福祉を守ること、命を守ることが第一の仕事です。国が決めたことだからと追認する立場は、多様な県民の意思を反映させる議会や議員のチェック機能をみずから放棄するものであり、地方自治の本旨の実現に反するものだと考えます。

後期高齢者医療制度からの9年間の実態は、高齢者に冷たい制度の本質と弊害を浮き彫りにしてきました。病気になりがちな上、収入の手段も限られている高齢者だけを1つの医療制度に集めて負担増加、給付現価を迫る制度の破綻はいよいよ明らかとなってきています。

高齢者をお荷物扱いする政治に、これ以上未来はないと思います。後期高齢者医療制度を速やかに廃止をすること、元の老人保健制度に戻すこと、そして減らされ続けてきた高齢者医療への国庫負担こそ復元するべきだと思います。

今回、特別会計予算の中で高齢者訪問事業など、今の制度でも県民の命と健康を守る取り組みをしていることには大変評価をしていますし、反対するものではありません。

しかしながら、軽減特例を廃止するような、こ

のようなやり方をそのまま特別会計予算に入れて以上、賛成することはできません。

よって、議案第6号、平成29年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計予算について反対いたします。

○議長(宮城弘子)

ほかに討論はありませんか。

松田久男議員。

○松田久男議員

賛成の立場から討論いたします。

理由はただ1つ。厳然としてあるこの制度、今これによって守られている医療、これを今議会で否決することによって、即座にそのような人たちが路頭に迷うことがないように賛成いたします。

以上。

○議長(宮城弘子)

ほかにありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

これをもって討論を終結します。

○議長(宮城弘子)

これより議案第6号について採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長(宮城弘子)

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(宮城弘子)

続きまして、日程第17、閉会中の継続審査の申し出について議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第73条の規定により、お手元に配付いたしました申し出のとおり、閉会中継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中継続審査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

○議長(宮城弘子)

次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りいたします。

本定例会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第45条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

○議長(宮城弘子)

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

○議長(宮城弘子)

これで、平成29年第1回沖縄県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

(午後2時17分 閉会)

~~~~~

上記のとおり会議録を調製し、署名する。

平成29年(2017年)2月10日

議 長 宮 城 弘 子

署名議員 松 田 久 男

署名議員 赤 嶺 秀 徳